

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 2 1 号	三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
こども政策課	<p>【関係法令】 学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）</p> <p>【趣 旨】 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】 放課後児童支援員の資格に係る規定の整備（第 10 条第 3 項第 5 号） 平成 31 年 4 月から「専門職大学」が創設されることに伴い、専門職大学前期課程修了者を短期大学卒業者と同等の取扱いとする改正を行う。</p> <p>【施行期日】 平成 31 年 4 月 1 日</p>